鳴海インターチェンジ	571.429	666.667	761.905	1,047.62	1,619.048
植田インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
高針ジャンクション	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
名古屋インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
本郷インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
上社インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
大森インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
松河戸インターチェンジ	476.191	571.429	666.667	904.762	1,380.953
勝川インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
楠ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
山田西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
平田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
清洲東インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
甚目寺北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
大治北インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名古屋西ジャンクション南インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
富田インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
南陽インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858
名四西インターチェンジ	380.953	476.191	571.429	761.905	1,142.858

②　本申請１高速道路の路線名中⑭から⑳までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を２区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区間＼車種	普通車	大型車	特大車
藤沢～茅ヶ崎中央	291.263	446.602	1,095.239
藤沢～茅ヶ崎西	291.263	446.602	1,095.239
茅ヶ崎中央～茅ヶ崎西	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～茅ヶ崎海岸	97.088	145.632	349.515
茅ヶ崎西～大磯	291.263	446.602	1,095.239
平塚～大磯	291.263	446.602	1,095.239

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注２）供用されていない区間の料金の額については、供用開始の日から適用する。

ロ　一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金所＼車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橘	200	242.719	291.263	388.35	679.612
国府津	100	150	194.175	242.719	388.35
石橋	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

ハ　一般国道138号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区間＼車種	普通車	大型車	特大車
A区間	495.239	742.858	1,800
B区間	504.855	757.282	1,800

（注１）A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注２）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

ニ　一般国道271号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。なお、下記区間を連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

区間＼車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331
B区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331

㈱　A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。
B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。